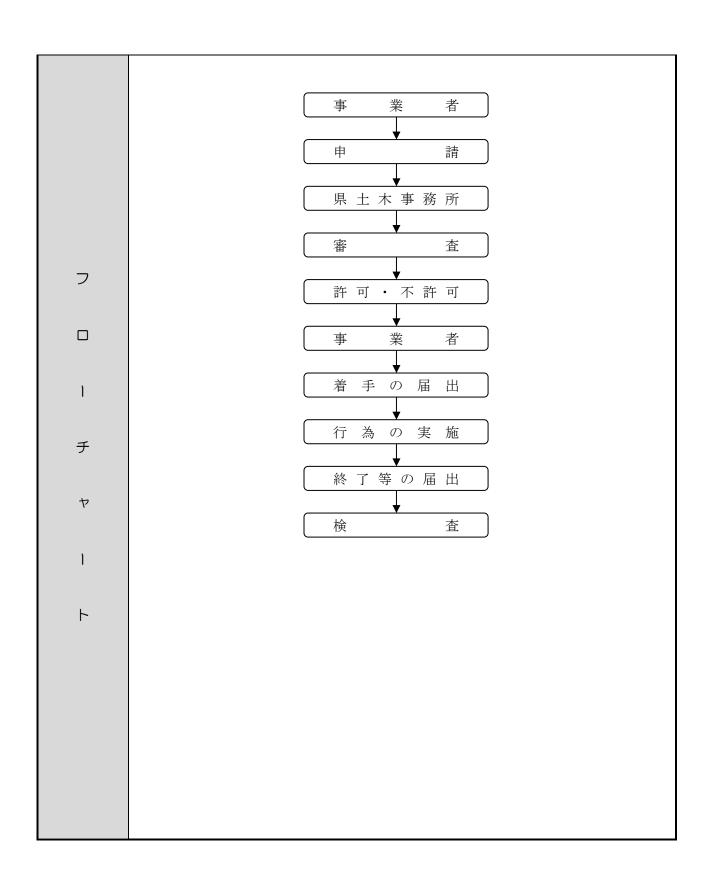
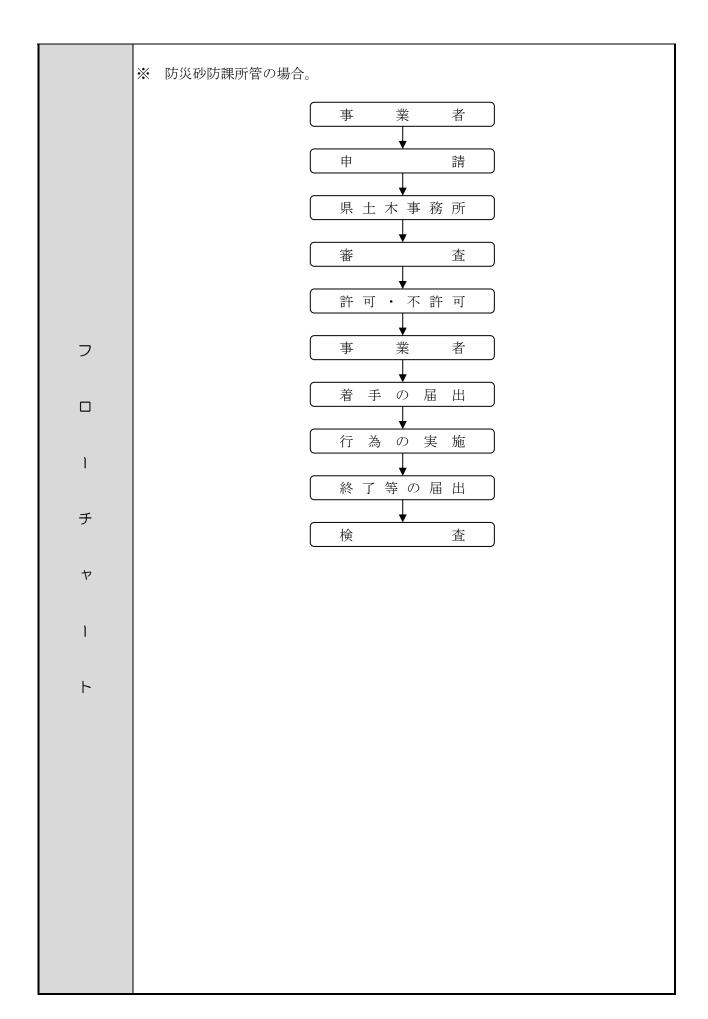
許認可等項目	4 1. 砂防指定地内における制限行為の許可
根拠法令等	砂防指定地等管理条例(平成15年宮城県条例第42号) 《第5条》砂防指定地内における行為の許可
目的	砂防指定区域において行われる一定の行為を規制することにより土砂の流出による 被害を防止する。
区 域	砂防指定地とは? 砂防工事をしたり、土砂災害防除のための行為制限を必要とする土地で、国土交通大臣が指定。
対象となる行 為	1 土地の掘削,盛土,切土その他土地の形状を変更する行為。 2 土石(砂れきを含む。)の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらを集積し,若しくは投棄する行為。 3 立木竹の伐採。 4 樹根,芝草その他の生産物の採取。 5 施設又は工作物の新築,改築,移転又は除去。 6 木竹の滑下又は地引による搬出。 7 牛,馬その他の家畜の継続的な放牧又はけい留。 8 火入れ又はたき火。 9 上記に掲げるもののほか,治水上砂防に支障を及ぼすおそれのある行為で砂防指定地等管理条例施行規則で定めるもの。
適 用 除 外 (主なもの)	1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為2 上段に掲げる行為のうち日常生活のためのもので、治水上砂防に支障を及ぼすおそれのないものとして、砂防指定地等管理条例施行規則で定めるもの
許認可等の基準(主なもの)	1 砂防法に基づき申請に係る行為が治水上砂防に支障がないと認められること。 2 大規模開発 (20ha以上)の場合は、「砂防指定地及び地すべり防止区域内における 宅地造成等の開発行為技術審査基準」による。
許認可権者	知事
申請書提出先 (相談窓口)	管轄の各土木事務所(行政班)→P135(土木事務所一覧)
申請書様式の 入 手 方 法	上欄に記載の窓口で配布しているほか,下記ホームページからダウンロードできます。 大河原土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/site/dl/gs-sabousitei-sinnsei.html 仙台土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-doboku/sabousiteitinai.html 北部土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/site/tetuzuki/sabouyousiki.html 北部土木事務所栗原地域事務所 https://www.pref.miyagi.jp/site/youtigyouseikannrenzyouhou/sabou-kyuukeisyayou-sinnseisyoyousiki.html 東部土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-dbk/sabousiteiti.html

	東部土木事務所登米地域事務所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmdbk/sabou-pr.html
	気仙沼土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ks-doboku/sabou002.html
	事業者
	申請
	↓ 県土木事務所 ↓
	審査
フ	→ 許可・不許可
	事業者
1	★ 着 手 の 届 出
チ	行為の実施
ヤ	終了等の届出
	検査
1	
۲	

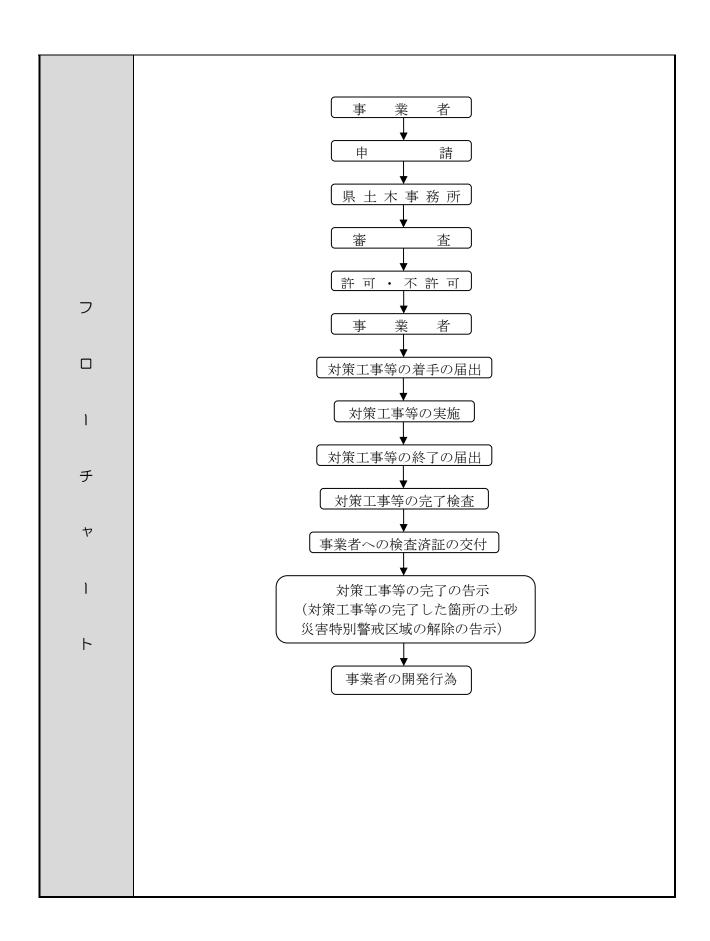
許認可等項目	42. 急傾斜地崩壊危険区域内における制限行為の許可
根拠法令等	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号) 《第7条》行為の制限
目的	急傾斜地崩壊危険区域内において行われる一定の行為を制限することにより, 急傾斜地の崩壊の助長, 誘発を防止する。
区域	急傾斜地崩壊危険区域 急傾斜地崩壊危険区域とは? 斜面の角度が30度以上かつ高さが5m以上のがけで、保全対象となる人家が5戸以 上ある区域のうち、斜面の崩壊のおそれがあるとして知事が指定した区域。
対象となる行 為	 1 水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為。 2 ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造。 3 のり切、切土、掘削又は盛土。 4 立木竹の伐採。 5 木竹の滑下又は地引による搬出。 6 土石の採取又は集積。 7 上記に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令で定めるもの。
適 用 除 外 (主なもの)	1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。2 当該急傾斜地崩壊危険区域の指定の際すでに着手している行為。3 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行令で定めるその他の行為。
許認可等の基 準(主なもの)	「急傾斜地崩壊防止工事の技術的基準に関する細部要綱について(昭和44年建設省河砂発第63号)」による。
許認可権者	知事
申請書提出先 (相談窓口)	管轄の各土木事務所(行政班)→P135(土木事務所一覧)
申請書様式の入 手 方 法	上欄に記載の窓口で配布しているほか,下記ホームページからダウンロードできます。 大河原土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/site/dl/gs-kyukeisya-sinnsei.html 仙台土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-doboku/kyuukeisyati.html 北部土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/site/tetuzuki/kyuukeisyayousiki.html 北部土木事務所栗原地域事務所 https://www.pref.miyagi.jp/site/youtigyouseikannrenzyouhou/sabou-kyuukeisyayou-sinnseisyoyousiki.html 東部土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-dbk/kyuukeisya.html 東部土木事務所登米地域事務所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmdbk/kyukeisya-pr.html 気仙沼土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/et-tmdbk/kyukeisya-pr.html



許認可等項目	43. 地すべり防止区域内における制限行為の許可
根拠法令等	地すべり等防止法 (昭和33年法律第30号) 《第18条》行為の制限
目的	地すべり防止区域内において行われる一定の行為を制限することにより,地すべりの誘発・助長を防止する。
区域	地すべり防止区域 地すべり防止区域とは? 現に地すべりしているか、又は地すべりが発生するおそれのある区域及びこれに 隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを誘発助長するおそれのある区域で、 公共の利害に密接な関連を有するものを主務大臣が指定。
	 1 地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為。 2 地下水を放流し、又は停滞させる行為その他地表水のしん透を助長する行為。 3 のり切又は切土で地すべり等防止法施行令で定めるもの。 4 ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で地すべり等防止法施行令で定めるものの新築又は改良 5 上記に掲げるもののほか、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で地すべり等防止法施行令で定めるもの。
適 用 除 外 (主なもの)	 1 地すべり防止区域外から鉄管,コンクリート管,竹管その他のろう水のおそれの少ない管渠でその有効断面積が45平方センチメートル以下のものをもって地下水を引く行為。 2 地下水をくみ上げる行為(1馬力を超える動力を用いてくみ上げる行為を除く。) 3 水道管(有効断面積が45平方センチメートル以下のものをもって地下水を引水するものを除く。)ガス管その他これらに類する物件の埋設。 4 上記に掲げるもののほか,地すべり防止区域の状況を勘案して都道府県知事が指定する軽微な行為。
許認可等の基 準(主なもの)	地すべりの防止を著しく阻害し、又は地すべりを著しく助長するものでないこと。
許認可権者	知事
申請書提出先(相談窓口)	 「下記以外」管轄の各土木事務所(行政班)→P135(土木事務所一覧) 「林野保全関係」管轄の県地方振興事務所(森林整備担当班)→P134(地方振興事務所一覧) 「農地保全関係」管轄の県地方振興事務所(農業農村整備部)→P134(地方振興事務所一覧)
申請書様式の 入 手 方 法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 大河原土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/site/dl/gs-jisuberi-sinnsei.html 仙台土木事務所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/snd-doboku/jisuberibousi.html

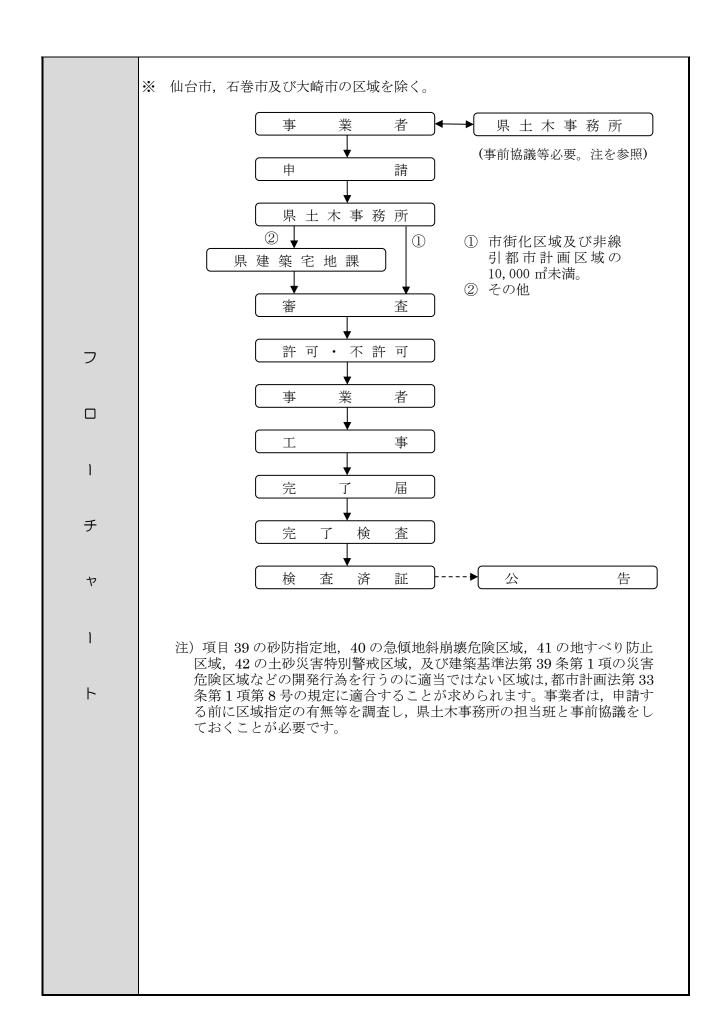


許認可等項目	44. 土砂災害特別警戒区域内における特定開発行為の許可
根拠法令等	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年 法律第 57 号) 《第 10 条》特定開発行為の制限
目的	土砂災害特別警戒区域内において行われる一定の開発行為を制限することにより, 土砂災害を防止する。
区域	土砂災害特別警戒区域とは? 土砂災害特別警戒区域とは? 急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体 に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の 制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域。
対象となる行為	土砂災害特別警戒区域内において都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為を行い,土砂災害警戒区域等に土砂災害防止対策の推進に関する法律並びに同法施行令で定める下記のものを建築する場合又は建築しないことが確定していない場合。 1. 住宅(自己の居住の用に供するものを除く。) 2. 老人福祉施設(老人介護支援センターを除く。),有料老人ホーム,身体障害者社会参加支援施設,障害者支援施設,地域活動支援センター,福祉ホーム,障害福祉サービス事業(生活介護,短期入所,自立訓練,就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。)の用に供する施設,保護施設(医療保護施設及び宿所提供施設を除く),児童福祉施設(児童自立支援施設を除く),障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業に限る。)の用に供する施設,母子・父子福祉施設,母子健康センターその他これらに類する施設3.特別支援学校及び幼稚園4.病院,診療所及び助産所
適 用 除 外 (主なもの)	非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の土砂災害防止法施行令で定める行為
許認可の基準 (主なもの)	「特定開発行為許可審査マニュアル(平成 17 年 10 月)」による。
許認可権者	知事
申請書提出先 (相談窓口)	管轄の各土木事務所(行政班)→P135(土木事務所一覧)
申請書様式の 入 手 方 法	上欄に記載の窓口で配布しています。
手 続 案 内ホームページ	県土木部 防災砂防課 〔総合案内〕土砂災害防止法 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/doshashinpo.html
	〔区域の確認〕土砂災害警戒区域等指定箇所 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/kasyo.html



許認可等項目	45. 都市計画法による開発許可
根拠法令等	都市計画法(昭和43年法律第100号) 《第29条》開発行為の許可
目的	無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るための線引き制度を担保するとともに、開発行為に一定の水準を保たせることにより健全な都市造りを図る。
区 域	県内全域
対象となる行為	主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更。
適 用 除 外(主なもの)	1 小規模な開発行為 ・ 市街化区域内 … 1,000㎡未満 ・ 非線引都市計画区域内及び準都市計画区域以外の区域 … 10,000㎡未満 ・ 都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域 … 10,000㎡未満 2 市街化区域以外において行う開発行為で、農林漁業の用に供し、一定の基準を満足する行為。 3 都市計画区域とは? 自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発・保全する必要がある区域。 市街化区域とは? 都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。 市街化調整区域とは? 都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。 非線引都市計画区域とは? 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分が定められていない都市計画区域。 準都市計画区域とは? 都市計画区域とは? 和市計画区域とは? 本市計画区域とは? 本市計画区域とは? 市街化区域及び市街化調整区域の区域区分が定められていない都市計画区域。 準都市計画区域とは? 和市計画区域とは? 和市計画区域とは? 本市計画区域とは? 本で表に表に表に表しまれる。 本で表に表しまれる。 本で表に表しまれば、将来の都市整備・開発・保全に支障が生じるおそれがある区域。
許認可等の基準(主なもの)	1 関連公共施設管理者との協議が整うこと。 2 開発区域内で良好な市街地としての諸施設(道路,公園等)を完備し,又は宅地の 安全が確保されていること。 3 開発許可の技術基準に適合していること。 4 予定建築物が都市計画の建築制限と整合していること。
許認可権者	・ 知事・ 仙台市長・ 石巻市長・ 大崎市長

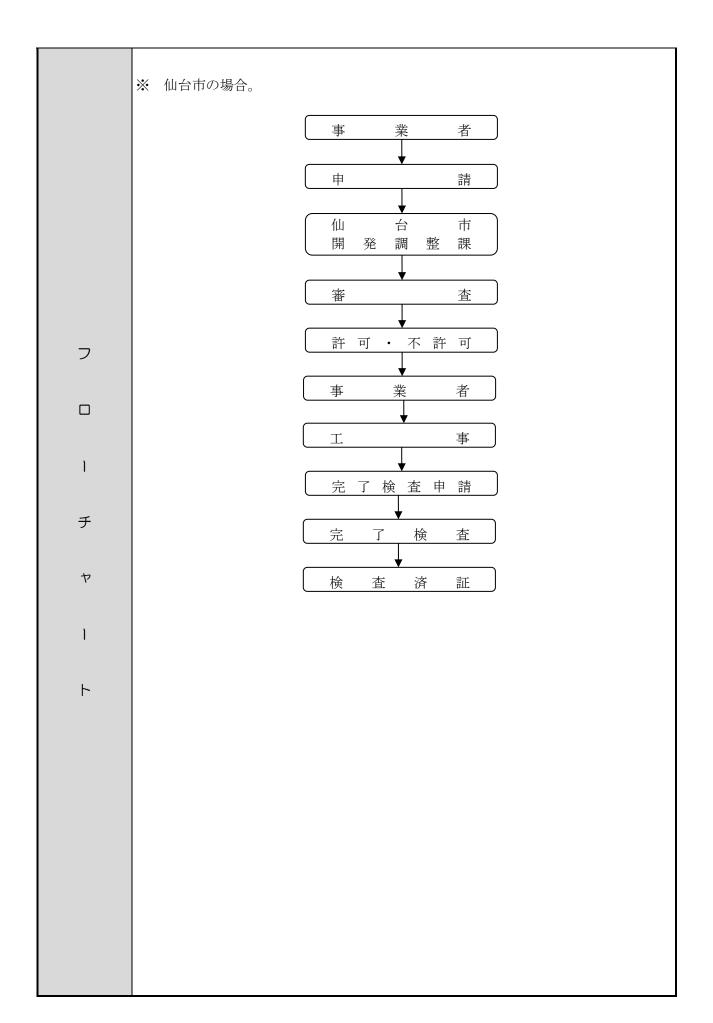
申請書提出先(相談窓口)	 [下記以外]管轄の各土木事務所(建築班・建築担当)→P135(土木事務所一覧) [仙台市内]仙台市 都市整備局 開発調整課 (青葉区・泉区)審査指導第一係 TEL:022-214-8344 (宮城野区・若林区・太白区)審査指導第二係 TEL:022-214-8319 [石巻市内]石巻市 建設部 建築指導課 TEL:0225-95-1111(代表) [大崎市内]大崎市 建設部 建築住宅課 開発指導係 TEL:0229-23-8057
申請書様式の 入 手 方 法	上欄に記載の窓口で配布しているほか,下記ホームページからダウンロードできます。 [県HP] 土木部 建築宅地課(開発許可の申請に係る申請書様式) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/05kaihatukoui.html [仙台市HP] 申請書・届出書様式ダウンロードサービス(都市整備局 開発調整課) http://www.city.sendai.jp/shinsashidodaichi/download/bunyabetsu/kenchiku/kai hatsu/shinse.html [石巻市HP] 申請書・各種様式(建築関係) http://www.city.ishinomaki.lg.jp/d0140/d0010/index.html [大崎市HP] 開発行為の許可(建設部 建築指導課) https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchiku shidouka/2/1/1876.html
手 続 案 内パット等	 〔県〕都市計画法に係る開発許可制度便覧 ※ 県田(土木部建築宅地課) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/kaihatukyokabinran.htmlからダウンロードできます。 〔仙台市〕開発行為・宅地造成工事許可申請の手引き ※ 仙台市田(都市整備局開発調整課) http://www.city.sendai.jp/shinsashidodaichi/jigyosha/taisaku/kaihatsu/kaihatsu/tebiki/index.htmlからダウンロードできます。
東日本大震災に関する特例措置(概要)	1 被災建築物の市街化調整区域への移転要件を緩和 災害危険区域等が指定されていなくても、移転前の建物が全壊した旨の罹災証明がある場合で、移転せざるを得ない事由が明らかな場合の移転については、許可できるものとする。 ※仙台市の区域を除く 2 被災建築物の市街化調整区域内移転適地への移転に係る開発許可の運用を弾力化市街化調整区域の移転適地で、乱開発のおそれがなく、将来、条例や地区計画等により市街化調整区域の制限緩和が見込まれる地域について、開発審査会の議を経て包括的な許可基準を策定し許可できるものとする。 [県HP] 建築宅地課(東日本大震災により被災し全壊となった住宅の移転等) https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/45857.pdf https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/45848.pdf ※ 仙台市の区域を除く [仙台市HP] 開発調整課(東日本大震災による被災建築物に係る開発許可制度の弾力的な運用) ① 浸水区域からの居住用の建築物(住宅)の移転に伴う開発行為等の許可の取扱いについて ②浸水区域において現地再建等を図る事業系用途の建築物に係る開発行為等の許可の取扱いについて http://www.city.sendai.jp/shinsashidodaichi/jigyosha/taisaku/kaihatsu/kaihatsu/index.html



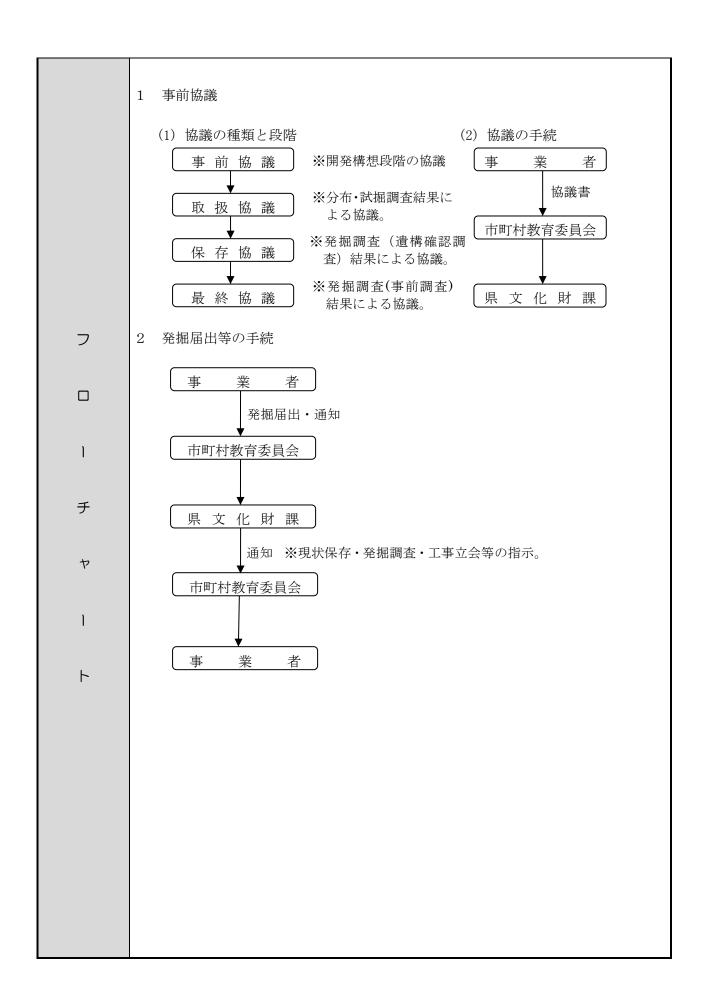
許認可等項目	4 6. 建築確認
根拠法令等	《第6条》建築物の建築等に関する申請及び確認
目的	建築物が建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する法の基準に適合して建築されるよう、建築工事着手前に建築計画の内容を確認するもの。また、建築工事の中間時及び完了時に、工事が基準に適合してなされたかを検査するもの。
区 域	県内全域
対象となる行 為	建築物(建築設備を含む。)の建築及び工作物の築造。 建築物とは? 建築基準法で建築物とは、土地に定着する工作物のうち次のものをいう。 1 屋根及び柱又は壁を有するもの 2 1に附属する門又は塀 3 観覧のための工作物 4 地下又は高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設
適 用 除 外 (主なもの)	文化財保護法の規定によって国宝,重要文化財等として指定された建築物等。
許認可等の基準(主なもの)	建築物の敷地,構造及び建築設備に関する基準に適合していること。
許認可権者	 建築主事(県土木事務所, 仙台市, 塩竈市, 石巻市, 大崎市) 知事指定の指定確認検査機関 (一財)宮城県建築住宅センター TEL:022-262-0401 (株)東北建築センター TEL:022-772-7880 (株)仙台都市整備センター TEL:022-212-2633
申請書提出先(相談窓口)	 [下記以外] 管轄の各土木事務所(建築班・建築担当)→P135(土木事務所一覧) [仙台市内] 各区役所 建設部 街並み形成課 建築指導係 [塩竈市内] 塩竈市 建設部 定住促進課 指導係 TEL:0225-364-1126 [石巻市内] 石巻市 建設部 建築指導課 TEL:0225-95-1111(内5673/5674) [大崎市内] 大崎市 建設部 建築指導課 指導担当 TEL:0229-23-8057
申請書様式の 入 手 方 法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕建築宅地課(建築基準法(建築確認・建築許可)に係る申請書様式) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/04kenntiku.html
	〔石巻市IIP〕建築確認申請等関係様式(申請書・概要書) http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10504000/110/20130128143137.html
手 続 案 内ホームページ	 [塩竈市田] 建築確認申請についてお知らせします。 https://www.city.shiogama.miyagi.jp/soshiki/21/2781.html 〔大崎市田] 建築物を建てるとき https://www.city.osaki.miyagi.jp/shisei/soshikikarasagasu/kensetsubu/kenchikushidouka/2/2/2910.html

東日本大震災で被災された方が、被災された建築物(住宅等)を復旧する際の、建 築確認等を申請する際の申請手数料を減免します。 東日本大震災 〔県 HP〕土木部 建築宅地課(東日本大震災関連) に関する https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kentaku/110407genmen.html 特例措置 仙台市、塩竃市、石巻市、大崎市内の減免措置についてはそれぞれの窓口へお問い 合わせください。 ※ 仙台市,塩竃市,石巻市,大崎市及び指定確認検査機関で処理するものを除く。 確認申請 県土木事務所 消 防 署 (同意が必要な場合) 審 査 確認済証交付 フ 事 工 特 定 工 程 中間検査申請 中間検査合格証交付 チ 工 事 継 続 ヤ 完了検査申請 1 完 了 検 査 1 検査済証交付

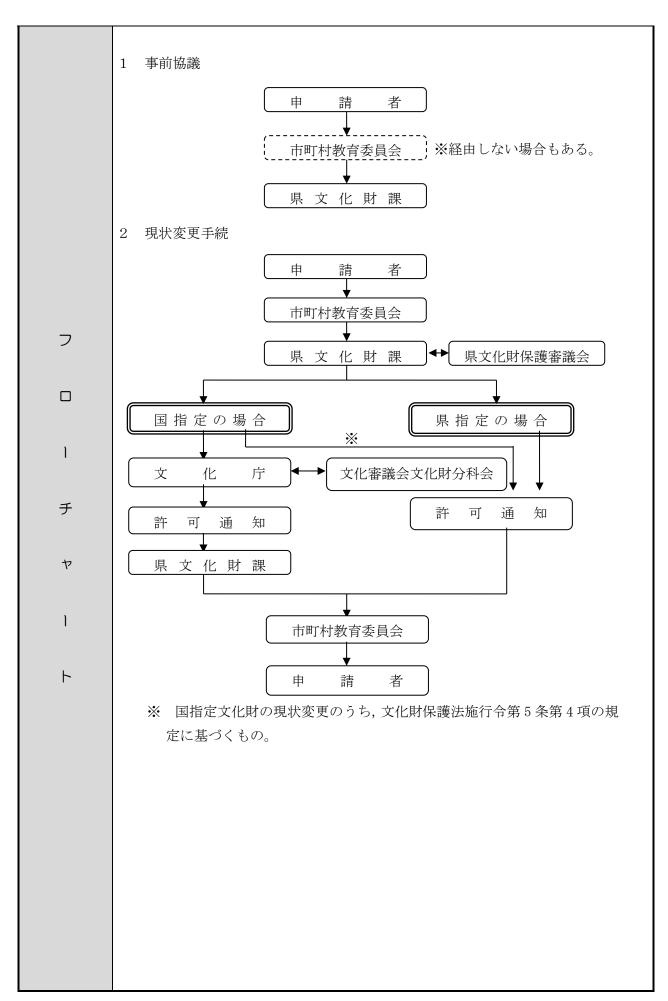
許認可等項目	47. 宅地造成等規制法による許可
根拠法令等	宅地造成等規制法 (昭和36年法律第191号) 《第8条》宅地造成に関する工事の許可
目的	宅地造成に伴い崖崩れ,又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域内において,宅地造成に関する工事等について災害防止のために必要な規制を行う。
区 域	宅地造成工事規制区域とは? 宅地造成工事規制区域とは? 宅地造成に伴い災害が生ずるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土 地等について、指定された区域。
対象となる行 為	1 切土する場合,切土した部分に高さ2mを超える崖が生じる造成。 2 盛土する場合,盛土した部分に高さ1mを超える崖が生じる造成。 3 切土と盛土を同時に行う場合,盛土した部分に高さ1m以下の崖が生じ,かつ,当 該切土及び盛土をした部分に高さ2mを超える崖が生じる造成。 4 上記1から3に該当しない切土又は盛土であっても,その行為が及ぶ土地の面積 が500㎡を超える造成。
適 用 除 外 (主なもの)	1 行為の目的が宅地以外の土地とする為である場合。宅地以外の土地とは、農地、採草地及び森林並びに道路、公園、河川等公共の用に供する施設の用に供される土地。2 国又は都道府県が行う宅地造成は許可ではなく、協議することになっている。
許認可等の基 準(主なもの)	擁壁又は排水施設を設置する等宅地造成に伴う災害を防止するために必要な措置が 講ぜられていること。
許認可権者	・ 知事 (※ 宅地造成工事規制区域の指定なし) ・ 仙台市長
申請書提出先(相談窓口)	仙台市 都市整備局 建築宅地部 開発調整課 (青葉区・泉区)審査指導第一係 TEL:022-214-8344 (宮城野区・若林区・太白区)審査指導第二係 TEL:022-214-8319
申請書様式の 入 手 方 法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 〔仙台市HP〕申請書・届出書様式ダウンロードサービス(都市整備局 開発調整課) http://www.city.sendai.jp/shinsashidodaichi/download/bunyabetsu/ke nchiku/kaihatsu/takuchi.html
手 続 案 内 パンフレット等	〔仙台市〕開発行為・宅地造成工事許可申請の手引き ※ 仙台市HP(都市整備局開発調整課) http://www.city.sendai.jp/shinsashidodaichi/jigyosha/taisaku/kaihatsu/kai hatsu/tebiki/index.html からダウンロードできます。



許認可等項目	48. 埋蔵文化財の発掘届出等
根拠法令等	文化財保護法(昭和25年法律第214号) 《第93条》土木工事等のための発掘に関する届出及び指示
目的	埋蔵文化財包蔵地保護の適正化を図る。
区域	埋蔵文化財包蔵地(遺跡) 埋蔵文化財包蔵地とは? 文化財が埋蔵されている土地で通常「遺跡」と呼ばれる。遺跡は主に都道府県教育委員会等によって、それぞれの管内の「遺跡地図」に登載され、周知された上で、保護や管理が図られている。より重要と判断されれば、特別史跡や史跡等に指定されることにもなる貴重な歴史遺産である。
対象となる 行 為	土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で埋蔵文化財包蔵地を発掘(掘削)しようとする場合。
許認可等の基準(主なもの)	埋蔵文化財包蔵地(遺跡)に対する影響 (1) 軽微な場合 工事の際,文化財担当係員により立会実施。 (2) 支障がある場合 イ 現状保存。
許認可権者	・ 県教育委員会教育長 ・ 仙台市教育委員会教育長 (※ 国の機関等に関するものを除く)
届出等提出先 (相談窓口)	市町村教育委員会 → P136 (各市町村の代表電話番号一覧)
届出等様式の入 手 方 法	上欄に記載の窓口で配布しているほか、下記ホームページからダウンロードできます。 〔県HP〕教育委員会 文化財課(発掘届・通知等各種様式)
手 続 案 内 パンフレット等	埋蔵文化財保護の手引き(平成31年4月) ※ 上欄に記載の県ホームページからダウンロードできます。
手 続 案 内ホームページ	【遺跡の位置】 〔県HP〕教育委員会 文化財課(宮城県遺跡地図・指定文化財地図) <u>https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html</u> 〔仙台市HP〕仙台市都市計画情報インターネット提供サービス <u>http://www2.wagamachi-guide.com/sendai_tokei/</u>



許認可等項目	49. 史跡名勝天然記念物の現状変更許可
根拠法令等	 ・ 文化財保護法(昭和25年法律第214号) 《第125条》現状変更等の制限及び原状回復の命令 ・ 県文化財保護条例(昭和50年宮城県条例第49号) 《第36条》現状変更等の制限
目的	指定文化財保護の適正化を図る。
区 域	国・県指定の史跡・名勝・天然記念物(特別史跡・特別名勝を含む。)に指定されている土地。(保存に影響を及ぼす行為については指定地外も含む。) 史跡とは? 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡等で歴史上又は学術上価値の高いもの。 名勝とは? 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの。 天然記念物とは? 動物、植物、地質鉱物等で学術上価値の高いもの。
対象となる 行 為	国・県指定の史跡・名勝・天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に 影響を及ぼす行為をしようとするとき。
適 用 除 外 (主なもの)	1 現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合。 2 保存に影響を及ぼす行為については、その影響が軽微である場合。
許認可等の基 準(主なもの)	管理団体が定めた保存管理計画
許認可権者	・ 文化庁長官・ 宮城県教育委員会教育長
申請書提出先 (相談窓口)	市町村教育委員会 → P136 (各市町村の代表電話番号一覧)
申請書様式の入 手 方 法	上欄に記載の窓口で配布しているほか,下記ホームページでも表示しています。 〔県HP〕教育委員会 文化財課(文化財保護の手引き) https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/bunkazai/hogotebiki.html
手 続 案 内 パンフレット等	
手 続 案 内ホームページ	県教育委員会 文化財課 〔指定文化財の位置〕宮城県遺跡地図・指定文化財地図 <u>https://www.pref.miyagi.jp/site/maizou/bunkazaimap.html</u>



許認可等項目	50. 道路使用の許可
根拠法令等	道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号) 《第 77 条》道路の使用の許可
目的	道路を使用する本来の目的以外のやむを得ない道路の使用行為を許可の対象とする ことにより、道路本来の効用を最大限にいかすよう努める。
区 域	県内の道路
対象となる 行 為	 道路における工事又は作業。 道路への石碑、銅像、広告板、アーチその他これらに類する工作物の設置。 場所を移動しないで、道路への露店、屋台店その他これらに類する店の設置。 道路での祭礼行事等一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態又は方法により道路を使用する行為。 道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような行為として公安委員会が指定した行為。(宮城県道路交通規則第22条)
適 用 除 外 (主なもの)	道路法による道路管理者が,道路の維持,修繕その他の管理のため工事又は作業を 行おうとするとき。(道路交通法第80条)
許認可の基準(主なもの)	 次のいずれかに該当する場合。 交通の妨害となるおそれがないと認められるとき。 許可に付された条件に従って行われることにより、交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき。 交通の妨害となるおそれはあるが公益上又は社会の慣習上やむを得ないものであると認められるとき。
許認可権者	道路使用場所を管轄する警察署長
申請書提出先(相談窓口)	各警察署の交通課
申請書様式の 入 手 方 法	
特記事項	
東日本大震災 に関する 特例措置	

